

事 務 連 絡
平成29年10月13日

各介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 中山 浩子

平成29年10月1日以降の平成28年熊本地震により被災した介護保険の
被保険者に係る利用料に関する取り扱いについて

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成29年10月1日以降の平成28年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除に関する取り扱いについて、厚生労働省より事務連絡がありましたので、下記のとおりお知らせします。内容をご確認の上、対応していただきますようお願いいたします。

記

1 利用料の減免の取り扱いについて

現在、熊本県内の市町村の被保険者であって、利用料が免除証明書を提示したものの
について、利用料の支払いを免除することとしているが、この取扱いは平成29年9
月30日をもって終了する。

2 利用料免除証明書の取り扱いについて

免除証明書の有効期限は、現在「平成29年2月28日まで」と印字されている免除
証明書であっても有効なものとして取り扱うこととしているが、平成29年10月1日
以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。また、有効
期限が、「平成29年9月30日まで」となっている免除証明書についても同様に無効
と取り扱うこと。

<問い合わせ先>

北九州市保健福祉局介護保険課
事業者支援係

TEL : 093-582-2771